

2022年（令和4年）8月1日

各法人代表者 様

福山市長 枝 広 直 幹  
（保健福祉局福祉部障がい福祉課）  
（ 公 印 省 略 ）

2022年度（令和4年度）福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定に係る届出について（通知）

平素より本市福祉行政に御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

見出しのことについて、2022年度（令和4年度）に福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「ベースアップ等加算」という。）を算定しようとする障がい福祉サービス事業者、障がい者支援施設の設置者、障がい児通所支援事業者は次のとおり届出を行ってください。

#### 1 対象・提出書類

2022年（令和4年）10月以降にベースアップ等加算を算定しようとする障がい福祉サービス事業者等は次の書類の提出が必要です。

※障がい者の関係：障がい福祉サービス事業者（就労定着支援，自立生活援助，計画相談支援，障がい児相談支援，地域相談支援（移行），地域相談支援（定着）は除く），障がい者支援施設の設置者

※障がい児の関係：障がい児通所支援事業者

【提出書類】①～④全て提出してください。

- ①「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」（「障害児通所給付費算定に係る体制等に関する届出書」）
- ②「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」（「障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表」）
- ③「障害福祉サービス等処遇改善計画書（別紙様式2-1）」
- ④「福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書（施設・事業所別個表）（別紙様式2-4）」

※事業の継続を図るために、対象職員の賃金水準を引き下げたうえで賃金改善を行う場合には、「特別な事情に係る届出書（別紙様式5）」の提出も併せてお願いいたします。

《留意事項》

福祉・介護職員処遇改善及び福祉・介護職員等特定処遇改善の内容に変更がなく、ベースアップ等加算の申請のみを行う場合は、「障害福祉サービス等処遇改善計画書（別紙様式2-1）」の1の【本計画書で提出する加算】について、ベースアップ等加算のみに「○」をつけてください。

2 届出期限

- (1) 2022年（令和4年）10月から特定加算を取得する場合

2022年（令和4年）8月31日（水）まで

※上記期限までに提出がない場合は、申請がないものとみなします。

- (2) 年度の途中からベースアップ等加算（福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算を含む）を取得する場合  
加算を取得しようとする月の前々月の末日まで

3 届出書類の様式

近日中に福山市のホームページに掲載する予定です。

（トップページ>担当部署で探す>障がい福祉課>指定・協定事業所のみなさまへ→  
2022年（令和4年）10月以降の障がい福祉サービス等処遇改善加算に係る届出  
について）

4 届出先

**メール** メールアドレス：shougai-fukushi@city.fukuyama.hiroshima.jp

※件名を「ベースアップ等加算計画書（法人名）」としてください。

※原則メールで提出してください。メールでの提出が難しい場合は郵送してください。

**郵送** 〒720-8501 福山市東桜町3番5号

福山市保健福祉局福祉部 障がい福祉課 事業者指定・指導担当 宛

※封筒に「ベースアップ等加算計画書在中」と記入してください。

※広島県又は各市町障害福祉担当課の所管する事業所は、それぞれ所管する機関へ届出をしてください。（法人単位で計画書を作成する場合等で、届出先が複数にまたがる場合もそれぞれ所管する機関へ届出をしてください。）

問い合わせ先

福山市保健福祉局福祉部障がい福祉課

事業者指定・指導担当

TEL：084-928-1261